

事務連絡
令和3年6月28日

都道府県
各 保健統計主管係長 殿
市区町村

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室企画指導係長

人口動態統計に用いる「死因基本分類表」等について（変更）

人口動態調査の実施については、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の一部改正（令和3年4月19日付け総務省告示第159号。令和3年6月1日施行）及び第25回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会（令和3年5月26日（水）～令和3年6月1日（火）書面開催）の審議結果に基づき、令和3年2月分から別紙1のとおり死因基本分類表について変更致します。

なお、結果の公表におきましては、「U07」～「U10.9」までは令和2年確定数より、「U12」及び「U12.9」については令和3年確定数より表章致します。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の一部改正（令和3年2月13日施行）により、新型コロナウイルス感染症が感染症法の新型インフルエンザ等感染症に追加されたことに伴い、令和3年2月分から別紙2のとおり感染症分類表を変更し、併せて別紙3のとおり死因基本分類細分類項目について変更致します。

つきましては、都道府県及び保健所設置市におかれては、貴管内の保健所に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

以上

【連絡先】

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室 企画指導係
電話 03-5253-1111（内線 7466）

【添付資料】

別紙1 「死因基本分類表」の新旧対照表

別紙2 「感染症分類表」の新旧対照表

別紙3 人口動態統計用として国際分類に追加設定した「死因基本分類細分類項目」の新旧対照表

【参考】

第25回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類専門委員会 議事要旨〔令和3年5月26日(水)～6月1日(火) 書面開催〕(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18967.html)